

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

森林に生き活力にあふれる地域づくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

福島県、只見町、南会津町

3. 地域再生計画の区域

福島県南会津郡只見町及び南会津町の全域

4. 地域再生計画の目標

当地域は、福島県の南西部に位置し、越後山系から連なる帝釈山を最高峰に、周囲を山々に囲まれている。また、荒海山を源とする阿賀川水系と伊南川水系の2つを有しており、水系とその支流沿いには5本の国道が走り、集落が点在している。気候は、四季がはっきりとした性格を持った日本海側気候に属し、総面積 1,634km²のうち森林が93%を占める、四季折々の美しい自然が広がる山村地域である。

しかしながら、近年、高齢化・過疎化（平成19年現在、65歳以上の高齢者が34.7%、過去5年間の人口が5.6%減少）が著しく、担い手不足による放置森林の増加や、生活道路の未整備が問題となっている。

このことから、「豊かな森林を活かした林業振興のための林道の整備」・「地域の均衡ある発展を図るための道路網整備」を主要な施策として位置づけ、恵まれた森林資源の活用を中心に、地域の活性化・定住環境の整備を進めていくことが求められている。

これらの課題を解決するため、道整備交付金を活用し、町道・林道の整備を早急に実施するほか、中山間地域等直接支払交付金を活用した集落維持、各種補助事業による森林整備や用排水施設整備などを併せて実施し、定住環境の整備及び産業の振興を図る。

本計画の事業実施で得られる相乗効果によって、地域内外の相互交流・連携を活性化するとともに、農林業・商業・観光業など、地域産業の活性化に繋げ、「森林に生き活力あふれる地域づくり」を目指す。

（目標1）町道整備による通行者満足度の向上（満足度30%向上）

（目標2）林道整備による木材取扱施設へのアクセス改善と林産物の物流効率化（矢竹阿多根線から木材取扱施設までの所要時間短縮 63分→54分）

（目標3）林道整備による林産材生産量の増加

（富沢不動沢線の利用区域から搬出される間伐材生産量 1,845m³→2,070m³）

(白桑山線の利用区域から搬出される間伐材生産量 405m³→540m³)

(目標4) 林道整備による林産物の搬出及び迂回時の安全な通行の確保(危険箇所
の改善 5箇所→0箇所)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

南会津町の館岩地域・伊南地域を結ぶ「林道矢竹阿多根線」を集中的に整備し、地域間の移動時間の短縮並びに林産物の物流効率化を図ることにより、地域の定住環境改善と地域産業の振興、非常時の迂回路確保を図る。

南会津町、南郷地域の和泉田地区に「林道富沢不動沢線」、田島地域の高野地区に「林道白桑山線」を開設し、森林施業と林産物の物流効率化による木材産業の振興を図る。

只見町の林道黒谷線においては、危険箇所の改良を実施し、安全・安心な交通を確保することにより、林産資源の利活用促進を図る。

また、林道柴倉寄岩線の危険箇所改良を実施し、安全・安心な交通を確保することにより、林産資源の利活用促進、非常時における迂回路確保を図る。

南会津町の町道については、西沢山線の舗装工事を行い、中山間地域総合整備事業で整備した活性化施設「森の交流館」の周辺整備を図るほか、南下原3号線の舗装工事による横町区的生活道路整備と非常時における迂回路確保を図る。

只見町の町道については、生活道路である小川上野2号線の改良・舗装を行い、生活環境の改善等を図る。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

町道小川上野2号線：道路法に規定する町道に昭和59年3月12日に認定済み

町道西沢山線：道路法に規定する町道に昭和59年3月14日に認定済み

町道南下原3号線：道路法に規定する町道に昭和59年3月14日に認定済み

林道矢竹阿多根線：森林法第5条に基づき会津地域森林計画(平成19年樹立)に登載済み

林道富沢不動沢線：森林法第5条に基づき会津地域森林計画(平成19年樹立)に登載済み

林道黒谷線：森林法第5条に基づき会津地域森林計画(平成19年樹立)に登載済み

林道柴倉寄岩線：森林法第5条に基づき会津地域森林計画(平成19年樹立)に登載済み

林道白桑山線：森林法第5条に基づき会津地域森林計画(平成19年樹立)に登載済み

[施設の種類（事業区域）、実施主体]

- ・町道（只見町・南会津町） 只見町・南会津町
- ・林道（只見町・南会津町） 福島県・只見町・南会津町

[事業期間]

- ・町道（平成 21～25 年度）
- ・林道（平成 21～25 年度）

[整備量及び事業費]

- ・町道 1.9 km、林道 12.1km
- ・総事業費 1,377,300 千円（うち交付金 755,215 千円）
 - 町道 46,000 千円（うち交付金 23,000 千円）
 - 林道 1,331,300 千円（うち交付金 732,215 千円）

（5－3）その他の事業

地域再生法による道整備交付金を活用するほか、「森林に生き活力にあふれる地域づくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ①「中山間地域等直接支払交付金」、「農地・水・環境保全向上対策交付金」を活用し、耕作放棄地の増加防止及び復旧を図る。
- ②林野庁の森林整備事業を活用し、下刈りや間伐等を積極的に行うほか、用排水施設や防火水槽の整備を行うことにより、地域住民の生活環境を改善し、住民の定住化を図る。
- ③地域活力基盤創造交付金（仮称）の活用、町単独事業の実施により、地域の道路ネットワーク構築を推進し、道路の多様な利便性向上を図る。

6. 計画期間

平成 21 年度～25 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、福島県が毎年度必要な調査（進捗状況の確認、地元住民からの聞き取り調査）を行い、状況を把握するとともに、計画策定主体が事後評価を行い、目標の達成状況、改善すべき事項等の検討結果を公表するものとする。

8. その他地方公共団体が必要と認める事項

特になし。